

## DPC/PDPS 制度の Q&A

Q.すべての入院が DPC/PDPS 対象となるのですか。

A.急性期病棟に入院される際はすべて DPC/PDPS の対象となります。

なお、以下に該当する場合は、例外として従来の出来高方式による計算となります。

- ・患者さまの病気や治療行為に応じた病名（診断群分類）が DPC/PDPS の対象でなかった場合
- ・労災・公災保険、自賠責保険、自費診療などで入院される場合
- ・入院後、24 時間以内に亡くなられた場合
- ・治験の対象となった患者さま
- ・高度先進医療の対象になった患者さま
- ・地域包括ケア病棟、回復期リハビリテーション病棟に入院された患者さま など

Q.DPC を導入した目的は何ですか。

A.DPC は国の政策として、一定の基準を満たす急性期医療を担う病院を対象に推進されています。導入することにより、病院間や地域間で異なっている診療行為を見直すことができ、全国の急性期病院の医療の標準化（何処の病院でも同じ病気であったら同じ治療を受けることができる）と質の向上を図ることができるようになります。当院では、令和 6 年 6 月 1 日より厚生労働省より指定を受けて DPC 対象病院になりました。

Q.すべての病院が DPC/PDPS 制度を採用しているのですか。

A.厚生労働省の調査に協力し、一定の基準を満たした病院が「DPC 対象病院」として認可を受けることができます。全国で「DPC 対象病院」は国公立・大学病院や民間病院を合わせて 1,761 病院（令和 5 年 4 月時点）あり、病床数では全国の一般病床に対して半数程度を占めています。

Q.早く退院させられることはありませんか。

A.入院・退院の判断はこれまでと同様に、医師が医学的判断に基づいて決定します。入院治療が必要な状態であるにも関わらず、早期退院をお願いすることはありませんのでご安心ください。

## 診療についての Q&A

Q.診療内容は何か変わりますか。

A.入院中の治療として必要と判断される医療行為は、これまでと変わらず行います。計算方法が変わるだけで、当院の診療方針はこれまでと変わりはありません。

Q.入院中に他の病院の診察は受けられますか。

A.原則としてできません。当院入院中に他のかかりつけ病院や診療所へ受診される場合や、ご家族が患者さまの代理でお薬を受け取られる場合には、必ず事前にスタッフまでご相談をお願いいたします。ただし、専門的治療が必要な場合には他の医療機関の受診についてご案内させていただきます。

Q.入院期間が長くなった場合どうなりますか。

A.DPC/PDPS では、病名と治療内容ごとに入院期間（包括評価期間）が定められています。これを超えた場合は、超えた日より退院までの入院医療費は従来通りの出来高方式で計算します。

Q.入院中に病名（診断群分類）が変更される事はありますか？

A.DPC/PDPS では、「医療資源を最も投入した病名」が包括評価期間の病名（診断群分類）になります。「医療資源」とは病状・検査・治療内容に加えて医師・看護師・技師等の労力を含めたものです。

Q.月が変わってから病名（診断群分類）が変更されたらどうなりますか。

A.病名（診断群分類）の確定時期は本来退院時ですが、2ヶ月以上以上にまたがって入院される場合は各月ごとに決定します。退院の月に前月までと異なる病名（診断群分類）に変更された場合は、退院時会計で入院日までさかのぼって変更に伴う入院医療費の差額調整を行わせていただきます。

Q.休日に急な退院が決まりました。会計どのようになりますか。

A.患者さまの最終的な病名（診断群分類）は、退院時に主治医の判断の上で決定します。そのため、急なご退院（夜間・休日等の時間外）の場合、病名（診断群分類）が確定せず入院医療費の計算ができない場合がございます。その際は預り金対応とさせていただき、後日担当の職員より正確な入院医療費をご案内いたします。お手数ですがご了承ください。

## 入院医療費の Q&A

Q.DPC/PDPS だと医療費は高くなりますか

A.従来の出来高方式による計算よりも医療費が安くなる場合もあれば、高くなる場合もあります。DPC/PDPS では、入院している間の病名、症状や行った手術や検査で 1 日当たりの金額が決まります。また、病院ごとに厚生労働省の定めた一定の係数（医療機関係数）に基づいて計算されるため、同一の病名（診断群分類）による治療であっても、病院によって医療費が異なる事がございます。

Q.高額療養費の扱いはどうなるのですか。

A.従来と変わりません。入院医療費の窓口負担が軽減される「限度額適用認定証」の申請をおすすめしております。既にお持ちの方は入院時にこれまでと同様に「限度額適用認定証」をご提示頂ください。また、当院は「オンライン資格確認システム」を導入しておりますので、患者さまのご同意が頂ければシステム上で適用区分の確認もできますので、ご同意頂くことをお勧めします。  
医療費のお支払いでご不安な点がありましたら、相談課に専門のソーシャルワーカーがおりますのでご相談ください。

Q.特定疾患（公費等）の医療証を持っていますが、支払いは変わりますか。

A.入院の治療目的が特定疾患（公費等の対象）の場合は、今までと変わらず公費適用になります。各種医療証をお持ちの患者さまは、保険証と一緒にご提示をお願いいたします。

Q.DPC の対象となる病気でも、希望すれば従来通りの出来高で計算してもらえますか

A.厚生労働省の定めにより、DPC の対象となる病気（診断群分類）は出来高方式による計算が出来ません。

Q.医療費の支払時期や方法は変わりますか。

A.従来通りとなります。お支払方法もこれまでと変わらず、1 階会計窓口でのお支払いをお願いいたします。窓口でお支払いいただく金額も今までと変わらず患者さまの各健康保険の負担割合に応じた金額です。DPC/PDPS では病名（診断群分類）と治療内容により 1 日当たりの定額医療費が決まるため、入院期間が月を跨いだ入院などで、入院中に治療内容等が変わった場合などには、退院時に差額を調整させていただきます。あらかじめご了承ください。

Q.同じ病気で入院しても、他の病院と医療費に相違があるのはなぜですか

A.DPC/PDPS では病院の診療機能や人員配置によって病院ごとに、厚生労働省により一定の係数（医療機関係数）が定められています。この係数に基づいて医療費の計算をするため、同じ病気や治療内容であっても病院によって医療費が若干異なる場合がございます。

Q.食事代はどうなりますか。

A.食事療養費（食事代）の取り扱いはこれまでと変わりません。1食毎に患者さまそれぞれの標準負担額に応じた金額でお支払い頂きます。

Q.入院医療費の問い合わせ窓口はどこか。

A.各病棟毎に会計担当事務が配置されています。入院先の病棟に応じて担当の職員からご説明させていただきます。まずは1階総合受付までお気軽にお問い合わせください。